

# 特記仕様書・施工条件明示事項

小坂町役場 建設課 建設班

工事箇所名：A-22 小坂町消防団万谷班ホース乾燥塔設置工事 鹿角郡小坂町荒谷字万谷地内

工事の実施にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。また、以下の事項について施工条件とする。

## 1. 工事内容

- (1) 工事概要金抜き設計書のとおり

## 2. 工 期

- (1) 工期は、令和8年10月14日～令和9年3月26日とする。
- (2) 本工事は週休2日制対象工事とする。

## 3. 施工計画

- (1) 施工計画書は、設計図書、「秋田県土木工事共通仕様書」、「現場説明事項・施工条件明示事項」及び現場条件等を考慮し、速やかに作成し提出すること。
- (2) 変更契約後は、「変更施工計画書」を作成し提出すること。

## 4. 周辺環境保全関係

- (1) 建設機械・設備は排出ガス対策型機械の使用を原則とし、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影し監督員に提出するものとする。  
やむを得ず、排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、理由書を提出の上、設計変更にて排出ガス対策型機械から非排出ガス対策型機械に使用機械の変更をするものとする。
- (2) 現場発生土等各種資材を搬出時には、運搬車両から土砂等を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。
- (3) 特に住宅近接地域での騒音・振動等、水田や畑への排水の流出等の公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が発生した場合は速やかに対処すること。
- (4) 地下掘削工事は、周辺の構造物及び地表への影響が出ないように、掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員に報告しその後の対処にあたること。
- (5) 過積載防止関係
  - ・ 県が定める過積載防止策にそって必ず対策を行うこと。
  - ・ 取引メーカー業者から購入する各種材料（生コン・AS・骨材等）や下請け業者についても過積載防止対策の範囲とする。
  - ・ 対策について、施工計画書に具体的に記載すること。
  - ・ 工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。

## 5. 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、共通仕様書に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回（半日）以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。
- (3) 本工事における交通規制は原則として工区内車両通行止めでの施工を基本とする。現況道路との関連において交通規制を行う必要がある場合は鹿角警察署及び鹿角広域行政組合に届け出る。また、地区会長等を通じるなどして近隣住民へ周知すること。
- (4) 交通安全施設については、下記により実施することを原則とする。
  - ・ 仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
  - ・ 車両部分に接し、車などの飛び込みの恐れのある場合はガードレール・視線誘導版、回転灯等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮のこと。
- (5) 現場出入り口の管理は、伸縮ゲート等を用い、施錠が可能な構造とすること。
- (6) 当該工事に係わる交通誘導員は、0人 を計上している。

## 6. 残土・採取土・廃棄物関係

- (1) 本工事の施工において生じる残土もしくは採取土の搬入先は、下記を想定して設計計上している。

| 項 目 | 受入場所・仮置き場所 | 処分方法 | 運搬距離 | 特 記 事 項 |
|-----|------------|------|------|---------|
|     |            |      |      |         |
|     |            |      |      |         |
|     |            |      |      |         |

- (2) 建設副産物の運搬処理について

- ア 建設副産物の運搬を廃棄業処理業者へ委託する場合は、必ず書面による委託契約を締結すること。
- イ 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。
- ウ 適切に運搬・処理を確認する為、工事竣工の際にマニフェスト（A,D,E 表）の写しを提出すること。
- エ 施工計画書には、処分先、運搬委託先の業者名と許可番号を明記すること。
- オ 施工計画書に合わせて「再資源利用計画書」及び「再資源利用促進計画書」を提出すること。

## 7. 施工関係

## 8. 使用材料関係

設計書及び図面に記載のメーカー、型番等は参考であり実際の納入は同等品以上を選定する。

## 9. 品質及び技術管理関係

### (ア) 工事に使用する材料の承認

工事で、使用する材料は「材料承認願い」を提出して承認を得ること。

## 10. その他

詳細な事項については、監督員と協議するものとする。